

教育委員会会議録

開会の日時	平成28年11月18日 午後7時00分
閉会の日時	平成28年11月18日 午後7時36分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 中西 康裕 教育委員 中居 信明・松田 丈輔・田口 昇・山田 やす子
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・田口 昇
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 佐々木 昭人 学校教育部長 藤原 厚 教育総務課長 濱口 昌大 社会教育課長 田中 正彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 水本 良恵 教育総務課副参事 倉世古 和人 学校教育課副参事 橋本 顕彦 学校教育課副参事 植村 法文 学校教育課副参事 籠谷 芳行 都市整備部建築住宅課副参事 宮瀬 浩 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 前村 忍
会議に付した事件	議案第33号 平成28年度教育関係補正予算(第3号)について 議案第34号 小俣北部公民館の指定管理者の指定について 議案第35号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について 議案第36号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について 議案第37号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について 議案第38号 平成29年度伊勢市立小中学校教職員人事異動方針案について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

山田委員就任挨拶

署名委員の指名 中西委員、田口委員を指名

会議に付する案件

議案第 33 号 平成 28 年度教育関係補正予算（第 3 号）について

議案第 34 号 小俣北部公民館の指定管理者の指定について

議案第 35 号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について

議案第 36 号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について

議案第 37 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第 38 号 平成 29 年度伊勢市立小中学校教職員人事異動方針案について

なお、議案第 33 号から議案第 35 号は市議会 12 月定例会提出前の意思形成過程であるため、また、議案第 38 号は人事に関する事件であるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から現時点までの報告をいたします。

まず、伊勢市と伊勢市教育委員会が主催をいたします、神宮奉納全日本ソフトテニス大会が伊勢市宮庭球場で 10 月 22 日から 23 日まで行われました。全国から沢山の選手が集まっていたのですが、一番遠くは岩手県からも参加をしていただきました。32 回を数える大会ですが、神宮司廳から賞状・賞品、また地元から魚の干物が賞品として出される特徴ある大会となっております。

また、各市内の小中学校では文化祭が開催をされました。10 月 29 日には小学校 3 校、中学校 3 校が、10 月 30 日には中学校 8 校が実施をいたしました。そのうち、小俣中学校と倉田山学校は、連続二日間の開催となっております。また、合唱部のコンクールの日程で、五十鈴中学校だけは 11 月 3 日に行いました。合唱部が全国大会に出場した関係でこの日程になったのですが、合唱部は、全国大会で見事金賞を受賞いたしましたので、ご報告申し上げます。そのほか、11 月 5 日には小学校 17 校が文化祭を実施いたしました。

また 11 月 3 日文化の日には伊勢市の功労者表彰式が行われました。学校関係では学校医の松田雄次さん、歯科医の富田陽二さん、片山一彦さん、古川富美子さん、横山健次さん、橋本肇さんが、また厚生小学校へ寄付をされました石丸典生さんが表彰されました。また、市民スポーツ賞として神社小学校の世古綾葉さん。この子は全国小学校陸上競技交流大会 100 メートルで優勝しました。また小俣小学校の團野佑紀君が全国小学生ソフトテニス大会で優勝しましたの

で表彰されました。

また11月6日の日曜日には三重県歯科保健大会が、観光文化会館で開催され、伊勢市の学校保健会が表彰されました。

現在、教育委員会では、第2期の教育振興基本計画、また第2期のスポーツ推進計画の策定に向けて、年内のパブリックコメントの実施など最終段階に入っております。委員の皆様には大変ご足労をおかけして申し訳ありませんが、もう少しですのでよろしくお願い致します。

またもう一件、伊勢市立小中学校の適正規模化・適正配置（案）に係る検討会もちょうどまとめの段階に入ってきたところでございます。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは、議事に入ります。

教育長

「議案第33号 平成28年度教育関係補正予算（第3号）について」を議題といたします。

（以下、審議内容については非公開）

（原案どおり承認）

教育長

続きまして、「議案第36号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

それでは、9ページへお戻りください。

これは、小俣北部公民館に指定管理者制度を導入することに伴う規定の整備を行い、別記様式の語句を統一するために、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

「議案第36号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、小俣北部公民館に指定管理者制度を導入するため8月定例教育委員

会でご承認いただきました伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正したことに伴い、施行規則の一部に改正が必要となったため、提案させていただくものでございます

14 ページの改正前、改正後の対照表でご説明申し上げます。

第1条につきましては、現行の規則に「第11条に基づき」とございますが、条例第11条は「利用料金の減免」について定めた条文でございますが、本規則の設置根拠となるものではないため「条例の施行に関し」という文言に改めるものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正に伴い、「施設」の定義を2条で行うとともに、小俣北部公民館の利用許可申請書の提出先も指定管理者となるため、ただし書を削除するものでございます。

同じく、第3条以降、管理者を示す文言を、すべて「指定管理者」に改めるものでございます。

第6条第1号につきましては、「き損」という文言をひらがな表記から漢字表記に改めるものでございます。

別記様式につきましては、18 ページの改定前の様式でご説明申し上げます。あて先を「教育委員会又は指定管理者」から「指定管理者」に改め、行政手続の簡素化を図るため、申請者の印を削除するものでございます。中段の利用施設の名称の欄につきましては、施設ごとに部屋の名称が異なることから、1から8の名称を削除して空欄に改めるものでございます。

19 ページ裏面の利用者心得の3番(3)につきましては、利用の停止、他の取消の対象となる行為として「営利を目的として、利用するとき。」を記載しておりますが、この項目につきましては条例に定めがなく、内規の使用基準で判断していることからこの一文を削除するものでございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課からご説明いたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A委員

19 ページの先ほどご説明いただいた「営利を目的として、利用する。」という項目は内規を以って判断しているということですが、文言は消されますけれども、今後も営利を目的とした利用は認めないということによろしいでしょうか。

社会教育課長

営利企業様であっても内容が社会教育や公益性のあるものについては、今までと同じように認めていくという方向で運営させていただきたいと考えております。

A委員

誤解は生じないのでしょうか。この文言が無くなって、各指定管理の方々が今後許可を出すときに、この文言が無くなったときに営利でも使っていいということにはならないのでしょうか。

社会教育課長

その点につきましては、指導をさせていただきたいと思っております。

A委員

わかりました。

教育長

他に、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

[なしの声]

教育長

他に、ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 36 号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをございます。よって、「議案第 36 号伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして、「議案第 37 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

それでは、20 ページをご覧ください。これは、伊勢市小俣児童体育館に指定管理者制度を導入するとともに、一部施設の各種申請書などの提出期限を改めるため、規定の整備を行おうとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課からご説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

こちらも、新旧対照表をもとにご説明をさせていただきたいと思います。

24 ページをご高覧ください。

先ほどご審議を賜りました、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者制度導入に伴うものの変更内容が主なものとなっております。ただこの中で一部今までの申請書等、実情とそぐわないものがございましたので、今回施設の統一性を確保するために改めるものもがございますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

最初の 24 ページの左の部分は、今回の内容とは直接関係は無いのですが、第 7 条の損害等の届出及び損害賠償の義務等についての部分で、右側の改正前第 2 項、第 3 項を削除させていただいております。第 2 項の削除理由といたしましては、こちらの内容ですが、現状等に回復すべきところの対応する箇所は、教育委員会等ではなく市長部局であるということで、本来は「市長は」となりますので、こちらは、法制担当課と相談をさせていただきまして、今回、削除させていただいたところがございます。第 3 項につきましても、市長部局所管の内容となりますので、削除となっております。

25 ページに移らせていただきます。

内容といたしましては、二見体育館、二見グラウンド、二見グラウンドミーティングセンター、二見テニスコート、この二見の 4 つの施設につきましては、合併の前の時点で、このような使用申請の提出期間となっておりますが、今回伊勢市の全体の他の施設と合わせさせていただきまして、「使用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間」と改めさせていただくものでございます。また、先ほどご説明を申し上げました小俣児童体育館につきましては、以前は 7 日前までの期間となっておりますが、こちら「利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間」とすべて合せさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

教育長

ただ今、スポーツ課からご説明いたしました、ご意見ご質問はございませんか。

[なしの声]

教育長

それでは、ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 37 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 37 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審議案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

教育長

それでは、これもちまして教育委員会を閉会いたします。